

まん延防止等重点措置

対象地域

- (1) 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、中津川市、羽島市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町 (計16市町)
- (2) 高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町 (計6市町)

要請期間

- (1) 令和3年5月9日(日)から5月31日(月) 23日間
- (2) 令和3年5月16日(日)から5月31日(月) 16日間

依頼の内容(共通事項)

- 酒類提供等(酒類の店内持込含む。)を行わないことの働きかけ
- カラオケ設備使用自粛要請【法第24条第9項】
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請【法第24条9項】

依頼の内容(施設の種類の別)

| 施設の種類の別 | 施設例 | 協力を依頼する事項 |
|-----------------------------|--|--|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等 | ・1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ ・人数上限5,000人かつ収容率50%以下 |
| 集会場等 | 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等 | |
| ホテル等 (集会の用に供する部分に限る) | ホテル、旅館 | |
| 運動施設 | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等 | |
| 遊技場 | テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等 | ・1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等 | |
| 物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く) | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等 | |
| サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く) | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等 | |